

電気供給業の分割課税標準額の計算書（第10号様式別表）記載の手引

愛知県

1 用途等

この計算書は、2以上の都道府県に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人で電気供給業を行うものが記載し、第10号様式の明細書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「発電所用固定資産の価額による課税標準額 ①」	<p>(1) この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(2) 発電所用固定資産の価額に対する新設発電所用固定資産の価額の割合 $\left(\frac{\text{⑩}}{\text{⑨}+\text{⑩}}\right)$ に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうちその発電所用固定資産の価額に係る数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた金額を記載します。</p>
2 「発電所用固定資産の価額であん分する1単位当たりの分割課税標準額 ③」	<p>この金額に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数 $(\text{⑨} \times 2/3 + \text{⑩})$ のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。</p>
3 「総固定資産の価額であん分する1単位当たりの分割課税標準額 ④」	<p>この金額に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数 $(\text{⑩} \times 2 + \text{⑫})$ のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。</p>
4 「事務所又は事業所」	<p>同一都道府県内に所在する事務所等ごとにその名称と所在地の市町村名を記載します。</p>
5 「昭和57年4月1日前に事業の用に供した事務所又は事業所」及び「昭和57年4月1日以後に新たに事業の用に供した事務所又は事業所」(⑤～⑧欄)	<p>分割課税標準額を計算する場合の基準となる固定資産の価額は、昭和57年4月1日前に事業の用に供した事務所等（以下「既設事務所等」といいます。）と、昭和57年4月1日以後新たに事業の用に供した事務所等（以下「新設事務所等」といいます。）とに区分して、それぞれ⑤から⑧までの欄に記載します。</p> <p>⑤及び⑥欄は、既設事務所等の発電所用固定資産の価額及び総固定資産の価額を記載します。</p> <p>⑦及び⑧欄は、新設事務所等の発電所用固定資産の価額及び総固定資産の価額を記載します。</p> <p>なお、昭和57年4月1日以後に、ボイラー、タービン、発電機等直接発電の用に供する設備が新たに設置された既設事務所等の固定資産の価額は、新設事務所等の欄（⑦及び⑧欄）に記載してください。</p>
6 「分割基準」(⑬及び⑭欄)	<p>(1) 事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。</p> <p>(2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>